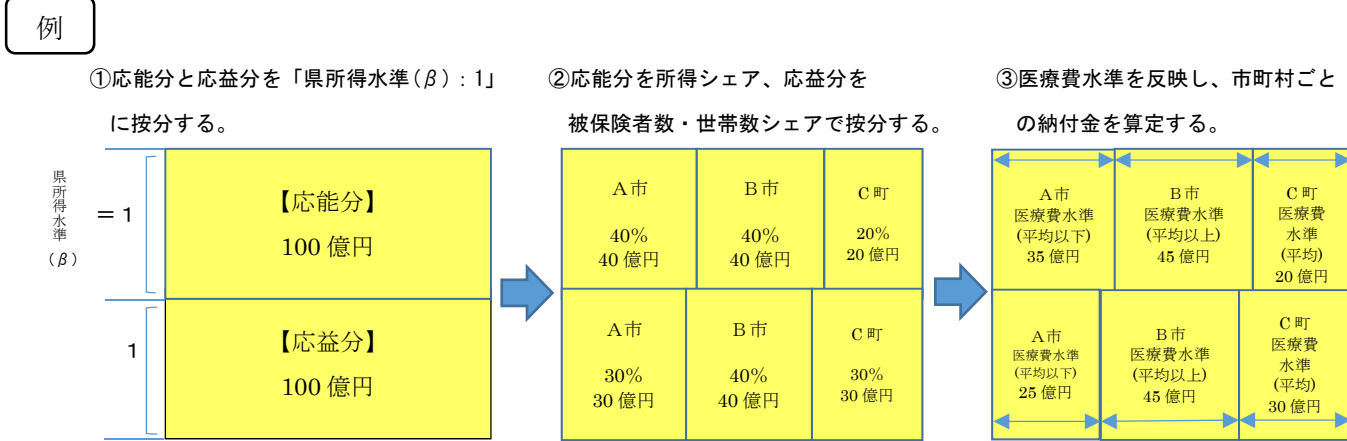
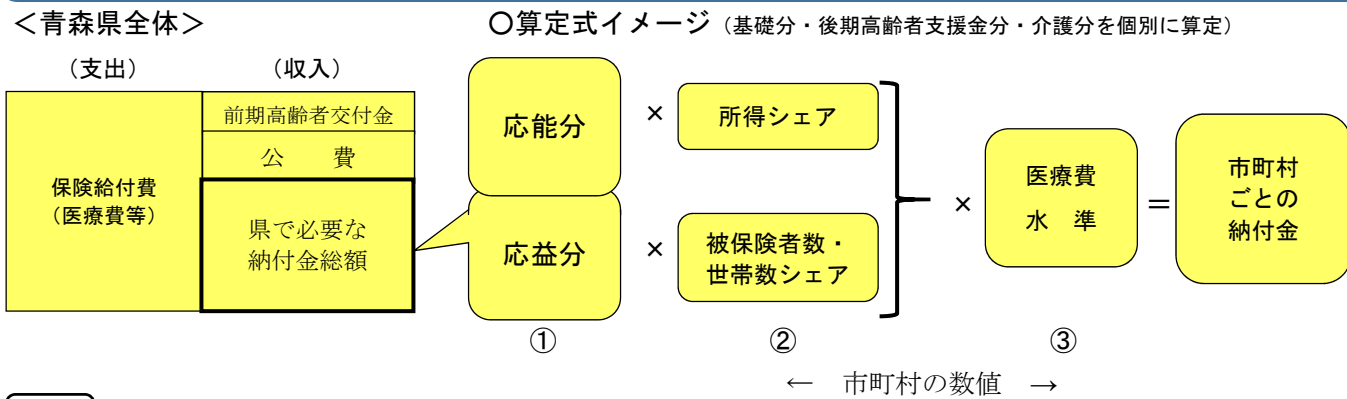


国民健康保険事業費納付金・市町村標準保険料率の算定手順等について

国民健康保険事業費納付金算定のイメージ

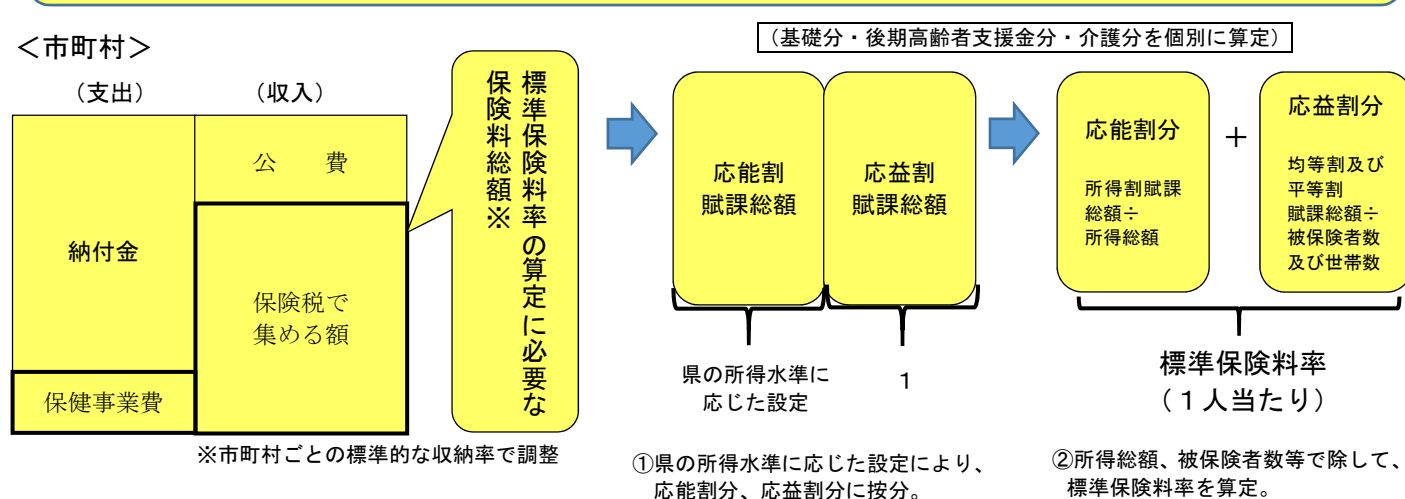
市町村の納付金は、県で必要な納付金総額を県所得水準により応能分、応益分に按分した後、各市町村の所得シェア、被保険者数・世帯数シェア、医療費水準を反映させることにより算定する。



※県所得水準(β)は、全国平均を1とした場合の水準である。(参考) 青森県所得水準 医療分(R02年度算定時) 0.800285...

市町村標準保険料率の算定イメージ

市町村の標準保険料率は、市町村の標準保険料率の算定に必要な保険料総額を県の所得水準に応じた設定により、応能割賦課総額、応益割賦課総額に按分した後、それぞれを所得総額、被保険者数及び世帯数で除することにより、算定する。



令和3年度における現行税率と市町村標準保険料率の比較

区分		現行税率① (平成28年度税率改定)	市町村標準保険料率②	差引①-②
基礎分	所得割率	9.71%	7.59%	2.12P
	被保険者均等割額	20,040円	31,682円	△ 11,642円
	世帯別平等割額	24,720円	22,148円	2,572円
後期高齢者支援金分	所得割率	2.46%	2.77%	△ 0.31P
	被保険者均等割額	6,360円	11,354円	△ 4,994円
	世帯別平等割額	7,680円	7,937円	△ 257円
介護分	所得割率	2.74%	3.70%	△ 0.96P
	被保険者均等割額	13,800円	18,802円	△ 5,002円
	世帯別平等割額	—	9,714円	△ 9,714円
計	所得割率	14.91%	14.06%	0.85P
	被保険者均等割額	40,200円	61,838円	△ 21,638円
	世帯別平等割額	32,400円	39,799円	△ 7,399円

現行税率と県が示した市町村標準保険料率（以下、標準保険料率）を比較すると、基礎分、後期高齢者支援金分、介護分の合計で、
 ○所得割率は、現行が14.91%で標準保険料率14.06%よりも0.85ポイント高く
 ○被保険者均等割額は、現行が40,200円で標準保険料率61,838円よりも21,638円低く
 ○世帯別平等割額は、現行が32,400円から標準保険料率39,799円よりも7,399円低く
 なっており、**応益負担が低く**なっている。

本市の国民健康保険加入世帯のうち63.9%(*)が法定軽減対象世帯となっており、現行税率は低所得世帯に配慮した税率設定となっている。 **※令和3年度当初賦課時点**

例 青森市の基礎分で算定(令和3年度算定時)

- 応能割(所得割分)
 賦課総額(1,800,044,000円) ÷ 所得総額(23,700,813,160円) = 0.07594...
所得割率 7.59%
- 応益割(均等割分)
 賦課総額(1,828,482,324円) ÷ 被保険者数(57,714人) = 31,681.78
均等割額 31,682円
- 応益割(平等割分)
 賦課総額(820,191,248円) ÷ 世帯数(37,032世帯) = 22,148.17
平等割額 22,148円